

一般政策評価結果のとりまとめ一覧表

中目標1 食料の安定供給の確保(食料)

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよ うとする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合 的な判断・意見
① 食の安全と消費者の信頼の確保 (消費・安全局) ・カドミウムの暫定摂取許容量 7 μg/kg体重/週 →許容摂取量未満 (各年) ・G A P導入産地 1,572産地(21) → 3,000産地(27) ・中小規模層(年間販売額 1億円~50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率 16%(18)→50%(24) ・生鮮食品の「原産地」 の不適正表示率 15.2%(21)→10%(25)	(1) 食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大	○ 国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上でリスク管理措置を講じる必要。	○ 食品中の危害要因の調査を行い、安全性向上対策を策定し、生産工程管理等に組み込んでいくことは、食品の安全性向上に有効。 ○ このような取組の有効性は、国際的な共通認識。	○ フードチェーン全体にわたりリスク低減することは、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を未然に軽減し、最小限に抑えることが可能であるため効率的。	○ リスク管理に必要なデータを収集し、国民の健康への影響が懸念される場合、科学的原則に基づき具体的なリスク管理措置を検討するとともに、フードチェーンにおける取組を拡大。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全については、今後の政策達成目標明示制度のテーマになり得るもの。消費者庁、厚生労働省など他省庁との連携も含め、十分留意しておく必要がある。(高崎委員) ・ 食品の安全については、リスクマネジメントの視点、回収後の対応等が重要。(田中委員) ・ HACCP導入目標を販売額1~50億円の食品製造企業にしているのは何故か。評価する際、より細かくみる必要があるのではないか。(速水委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 食の安全と消費者の信頼の確保に向け、当施策をさらに推進していくこと。
	(2) 食品に対する消費者の信頼の確保	○ 不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等を推進する必要。	○ 食品表示Gメンによる監視、食品表示ウォッチャーによるモニタリング、食品表示110番に寄せられる疑義情報等を端緒とした取締り、事業者への指導による食品表示の改善がみられており、消費者の信頼の確保に有効。	○ 小売店における表示状況のモニタリングの一部は食品表示ウォッチャーを活用し、食品表示Gメンは卸売業者や製造業者への調査等を重点的に行うことは、食品表示Gメンがすべての調査を行う場合に比べて効率的。	○ 不適正表示が低下傾向にあることから、これを総合的に推進するにともなく、食品表示Gメンはウォッチャーの活用と食品表示Gメンの連携により、さらに効率的に食品表示の適正化を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の利用頻度が高い加工食品に対する原産地表示義務を拡大すべきではないか。それにより消費者がより国産品を選択できるようになり、信頼の確保と食料自給率の向上にもつながる。(大熊委員) ・ 食品表示Gメンや食品表示ウォッチャーがどの程度活用できたかを分析・評価する必要。(山本委員) ・ 食品表示Gメンの人選に当たっては、活動する地域に人的関係のない者が携わるよう考慮すべき。(阿部委員) ・ 表示遵守の指標については、監視、取締りがどのような体制、どのくらいのコストで行われたかも勘案して評価していくべき。(高崎委員) ・ 食品の不適正表示率は、単純な間違いか、作戦的な間違いかの内訳が必要ではないか。(速水委員) 	

政策分野名 (主担当局)	施策名 (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、必要性等	有効性 ・施策の取組による効果等	効率性 ・行政事業レビュー等の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較等	反映の方向性 ・23年度に反映しようとする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的な判断・意見
② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 (生産局) ・米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数 28件(21)→ 100件(24) ・パン・中華めん用小麦品種の作付シェア 7%(20)→19%(32) ・大豆の单収向上技術 (300A技術等)の導入面積 約21,000ha(20) → 59,000ha(32) ・年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合 16%(18)→50%(32)	(1) 農業と国民との結びつきの強化 (2) 地産地消の推進	<p>○ 国産農畜産物の継続的な消費喚起、米、小麦、大豆、新規需要米等の供給拡大の取組等を推進する必要。</p> <p>○ 地産地消を推進するため、取組の核となる直売所の運営・販売力の強化を図る必要。</p>	<p>○ 基本計画に沿った「国民との結びつきの強化」に関する施策を体系的かつ抜本的に整理・見直すことにより、効果の見える施策へ重点化し、有効性を確保。</p> <p>○ 「顔が見え、話ができる」関係を築き、消費者が地域の農産物・食品を購入する機会を増やすことは、農業と関連産業の活性化を図るために有効。</p>	<p>○ 関連する事業を大きくくり化。</p> <p>○ 各事業ごとの経費を削減し、コスト削減の努力を継続的に実施。</p> <p>○ 強い農業づくり交付金の地産地消促進特別枠について、類似の事業を統合整理し、より効率的な政策手段に限定。</p>	<p>○ 国産農畜産物の継続的な消費を喚起し、供給を拡大するため、生産者、製造事業者、実需者が連携する取組を推進。</p>	<p>・ 日本国食生活の実践に取り組む人の割合の現状値(21年度17%)の根拠は何か。(大熊委員)</p> <p>・ 朝ごはん促進等を通じた米の消費拡大はかなり難しい目標だが、どのような政策を講じていくのか。(大熊委員)</p> <p>・ 米の消費拡大に、米粉も含まれているのか。(堀口委員)</p> <p>・ 米の消費拡大には、おいしいおかずが必要で、おいしい魚介類を育てるためには、汽水域が大事。良い汽水域のためには、森から海までのグランドデザインが重要。(畠山委員)</p> <p>・ 野菜の市場入荷量の変動係数を目標としているが、機動的な対応となっているかが重要。(速水委員)</p> <p>・ 野菜供給安定基金は、現場の目線に対応していない。(新福委員)</p> <p>・ 地産地消については、一定規模以上の直売所の割合だけでなく、取組によりどのような波及効果が産み出されるのか、今後よく検討していく必要がある。(高崎委員)</p>	<p>○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。</p> <p>○ 特に、小麦、大豆、新規需要米等の戦略的作物の供給拡大に向けた取組を確実に実施すること。</p>	

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))		施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(3) 食品産業の持続的な発展 (総合食料局)	<ul style="list-style-type: none"> 農商工等連携事業の計画認定数 370(21)→500件(24) 食品産業の国内生産額の維持 対前年度減少率 1.1% (過去5年平均) → 0%未満(26) 中小食品関係事業者における企業行動規範の策定割合 72%(21)→80%(24) アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高) 1.2兆円(20) → 2兆円(32) 	(1) フードチェーンにおける連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の原料調達リスクの高まりや人口減少・高齢化等の下、食料を安定供給し、国民が安心を実感できるようフードチェーンの各段階における連携した取組を推進する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品産業による国内農業との連携強化やフードチェーン各段階で連携した食品流通の効率化・高度化に係る取組等を推進することは、国民への食料の安定供給等に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 農商工等連携促進事業を農業者の加工販売分野への進出の取組促進の事業と一体的に実施。 内容が重複・類似する事業は整理統合。 	<ul style="list-style-type: none"> 販路開拓の取組支援や卸売市場におけるコールドチェーン体制の整備等によりフードチェーン各段階での連携した取組等を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物が困難な者に対して対策が講じられている市町村の割合が前年度より増加とあるが、1市町村でも増えれば目標達成となるため、目標として良いのか疑問。(山本委員) 3つの施策の体系(事業者、国内市場、海外市場及び各対策)が、重複のない関係になっており、分かりやすい点は評価。出来得れば、3施策間の優先順位・注力度合いについての情報が欲しい。(高崎委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 特に、6次産業化の施策と連携を図って当施策を推進すること。
		(2) 国内市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 国内市場の縮小が見込まれる中、消費者の多様なニーズに適応し、国内市場を活性化することが必要。 環境配慮や法令遵守等への企業の取組姿勢に対する国民の関心が高まる中、温室効果ガスの排出削減、コンプライアンスの確立の取組等を推進する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の活用や、消費者のニーズに合った新商品・メニュー等の開発の推進は、国内市場の維持・回復のため有効。 企業における温室効果ガスの排出削減やコンプライアンスの確立等の取組は、企業の社会的責任を果たすための取組として有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品企業における消費者の信頼確保を目的とした事業は、類似の研修会を整理・統合。 食品産業における環境対策では、事業対象の絞り込み等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的サポートを行う人材・体制の確保、新商品の開発等の支援により、地域資源の活用と新商品・メニューの開発の取組を推進。 企業行動規範の策定、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進。 		
		(3) 海外展開による事業基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 国内市場の縮小が見込まれる中、我が国の食料の安定供給の確保等を図るために、経済発展に伴い拡大するアジア市場を中心に、我が国食品産業の海外展開を促進する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> アジア各国の投資・食品関連情報の収集・提供、国内で開発された製造技術を進出先の製造環境に適応させるための技術的な課題の解決等は、食品産業の海外展開を促進する取組として有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果が総体的に低いメニュー(投資ミッション派遣)や一定の成果が得られたメニュー(合弁・提携等の形成要因分析、技術流出防止マニュアル作成等)を削除・縮減。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の食品関連法規制や原料農産物の調達等に関する情報収集・提供、技術的な課題の解決等の取組を推進。 特に、ボリュームゾーン(中間所得層)やイスラム向けのハラル食品等に関する情報収集・提供の取組を強化。 		

中目標2 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(5) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (経営局) ・農地面積のうち販売農家、主業農家が担う面積の割合 71%、38%(21) → 7割、4割程度(32) ・新規就農青年数 (39歳以下) 14千人／年(20) → 15千人／年(27) ・家族経営協定の締結件数 4万件(19)→ 7万件(32) ・女性が登用されていない農業委員会及び農協の組織数 (農業委員会) 890(20)→0(25) (農協) 535(19)→0(25)	(1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保	○ 戸別所得補償制度の導入等により、 ・ 意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備 ・ 地域農業の中心となる家族農業経営の経営改善、集落営農の組織化、法人経営の育成を推進する必要。	○ 意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備し、各々の創意工夫を活かしながら地域農業の担い手として継続的に発展する取組等は、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に有効。	○ 現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援するなど、戸別所得補償制度と各般の施策を組み合わせて一体的に推進することにより地域農業の担い手の育成・確保を図ることが最も効率的。	○ 戸別所得補償制度の導入等により、 ・ 意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備 ・ 地域農業の担い手の中心となる家族農業経営の経営改善、集落営農の組織化、法人経営の育成を推進。	・ 農地面積の7割を販売農家が担うという目標は、販売農家が30a以上または年間50万円以上の販売金額がある農家であり、このような農家を意欲ある農業者というには疑問。(速水委員) ・ 今後、農地集積は誰にどのようにになされるのか。(阿部委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 特に、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、戸別所得補償制度を導入することは重要。
	(2) 人材の育成・確保等	○ 我が国農業の将来を担う農業者を確保する必要がある中、人材の育成・確保等を図るため、多様な形態・経路に即した就農の促進、農村を支える女性の活動の促進、高齢農業者等の農作業安全対策の向上を図る活動を促進する必要。	○ 近年、非農家出身者の農業への関心が高まっている中、これらの者への就農を支援することは、新規就農者数の増加に有効。 ○ 女性農業者の活動しやすい環境づくりを促進・支援することや、農作業死亡事故を減少させることは、人材の確保に有効。	○ 自営就農希望者に対する複数の技術習得支援研修を大括り化・重点化。 ○ 雇用就農希望者には定着率を高める支援による効率性の向上。 ○ 研修会開催地域の中心を農協等の女性役員登用が遅れている地域とする対象の重点化。 ○ 農作業安全対策を総合的に支援。	○ 法人等への雇用就農を重要な就農ルートと位置づけ、農外出身者に対するOJT等を実施。 ○ 女性の社会参画や経営参画への加速化を図るモデル的な起業活動を直接支援。 ○ 農作業安全を推進するため、乗用型トラクタの転落・転倒による死亡事故の防止等を推進。	・ 人材育成の趣旨 ・ 目的はいいが、農の雇用事業などの運用は現場に即したものとすることが必要。(新福委員) ・ 新規就農に係る指標に関して、就農者を確保することは理解するが、一方で、就農後のリタイヤ、離農者がいる。就農後の離農者も勘案して考えていくべき。(堀口委員)	

<ul style="list-style-type: none"> 農作業死亡事故件数 394件(11~20平均) →1割以上減少(25) 農業総算出額に対する 日本政策金融公庫資金 (農業者向け)の貸付 残高指數 12%(20)→12%(27) スーパーL資金等の借 入手手続きの所要日数が4 5日以内となる割合 調査中(22) → 100%(各年) 水稻、麦については、 共済金が年内に支払わ れた農家数の割合 100%(21) → 100%(各年) 	<p>(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るため、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、民間資金の有効活用等を促進するための取組等を推進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市中金融機関からの資金調達が困難な傾向にある中、各種制度資金等の支援策を講じることは、意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助」から、使途が比較的自由で財政負担の少ない「融資」にシフトすることは、意欲ある多様な農業者の創意工夫を生かした農業経営の展開を促進する上で、より効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者の資金借入れ時の負担軽減や、民間資金の有効活用等を促進するための取組等を推進。 特に、農業者の施設整備に係る資金借入れ時の金利負担軽減や農業者が使いやすい短期運転資金を創設等。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会等において、女性の非登用組織がゼロとなっても1名登用だけでは、女性が活躍できるような環境とはならないのではないか。登用の目標割合数を入れるべき。(大熊委員)
	<p>(4) 農業災害による損失の補てん</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災農業者の経営の安定を図るため、農業災害による損失の補てんを早期化する取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害によって農業者が被った損失を共済金の支払いにより早期に補てんすることは、農業経営の安定を図る上で有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者が共済掛金を出し合って造成する共同準備財産から、迅速に共済金を支払う農業災害補償制度は、国の財政状態等に左右される見舞金や補助金より、被災農業者の経営安定を図る手段として効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組みつつ、共済金の早期支払いを確保するため、農業共済掛金国庫負担額及び事務費負担金の必要額を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者の資金調達の円滑化という目標について、日本政策金融公庫資金の貸付残高指數を掲げるのはわかりにくい。(山本委員)

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
⑥ 優良農地の確保と 有効利用の促進 (経営局) ・農用地区域内農地面積 8万ha増加(32) (407万ha(21) → 415万ha(32)) ・荒廃した耕作放棄地の 解消面積 10万ha(32) ・農地利用集積円滑化事 業による集積面積 0ha/年(21) → 2万ha/(25) ・農業生産基盤備地区に おける意欲ある多様な 農業者への農地集積率 55%(20) → 70%以上(27)	(1)計画的な土地 利用の推進と転 用規制の厳格化	○ 優良農地の確保 を図るため、昨年 改正された農業振 興地域制度及び農 地転用許可制度の 適切な運用と農地 確保のための施策 の推進が必要。	○ 農業振興地域制 度や農地転用許可 制度の適切な運用 は、全国で確保す べき農用地区域内 農地の面積目標の 達成に有効。	○ 農振法に基づき、 国の農地確保の基 本的な方向が都道 府県の「基本方針」 及び市町村の「整 備計画」に的確に 反映され、国、都 道府県、市町村が 一体となって優良 農地の確保に取り 組むことが効率的。	○ 各都道府県の農 用地区域内農地の 面積目標（本年12 月までに基本方針 変更）の総和が国 の面積目標と整合 性が図られるよう に協議調整を行 うとともに、その達 成状況を毎年、把 握・公表。	・ 農地を守ってい くために、農業 委員会のあり方 を考え、また都 市周辺農地の転 用を厳格化して いく必要がある。 (阿部委員、山 本委員) ・ 農地を効率的に 利用するため、 方法を検討して 欲しい。(新福委員)	○ 必要性、有効性、 効率性を鑑みて、予算 要求することは妥当。 ○ 特に、優良農地を 確保して、担い手に 利用集積し、有効利 用を促進することは 重要。
	(2)耕作放棄地対 策の推進	○ 農用地区域にお ける荒廃した耕作 放棄地の解消を図 るため、 ・新たな耕作放棄地 の発生抑制 ・荒廃した耕作放棄 地を耕作可能な状 態へ再生する取組 ・農業委員会の指導 の強化の取組 等の推進が必要。	○ 農地法改正によ る農業委員会の指 導の強化の取組と 併せて、耕作放棄 地に係る農地利用 調整や再生作業等 を総合的に支援す ることは、耕作放 棄地の解消を図る う上で有効。	○ 荒廃の程度等に ついて予め現地調 査を実施し、対象を 作物生産を再開す べき農地に限定し たうえで、地域ご とに異なる必要な 対策を利用者が機 動的に選択でき る仕組みとしている ことは、耕作放棄 地の再生を支援す る手段として効率的。	○ 農地法改正によ る農地の有効利 用のための措置が強 化されたことを活 用しつつ、市町村 が策定する耕作放 棄地解消計画に則 し、農地利用調整 や再生農地の営農 条件整備をより一 層総合的かつ機動的 に支援。	・ 荒廃した耕作放 棄地の再生10 万haとしている が、発生を抑制 する対策も十分 講じていく必要。 (速水委員)	
	(3)意欲ある多様 な農業者への農 地集積の推進	○ 担い手への農地 のまとまった利用 集積が進まない状 況にある中、農業 経営基盤強化促進 法等に基づいた取 組を推進し、意欲 ある多様な農業者 への農地集積を推 進する必要。	○ 農地を確保し最 大限活用するた めには、農業経営基 盤強化促進法に基 づいた取組や生産 基盤整備と一体的 に行う換地・利用 権設定等により、 農地の利用集積を 進めることが有効。	○ 農地利用集積円 滑化事業により、 農地の借り手は、 面的集積を図るた めの協議・調整を 個別に行う手間が 省ける。 ○ 基盤整備事業は、 生産基盤整備と利 用権設定等を一体的 に実施し、効率的。	○ 農地利用集積円 滑化事業が、積極 かつ効果的に実施 されるよう農地利 用円滑化団体によ る調整活動を支援。		

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
⑦ 農業生産力強化に 向けた農業生産基盤 の保全管理・整備 (農村振興局) ・機能診断済みの基幹的 農業用排水施設の割合 32%(21)→約6割(27) ・基盤整備を実施した農 地における耕地利用率 102%(20) → 108%以上(27) ・排水対策を実施した水 田における麦・大豆等 の作付率 14%(21) → 17%以上(27)	(1) 農業水利施設 の安定的な用排水 機能等の確保 (2) 良好的な営農条件 を備えた農地 の確保	○ 我が国の食料生 産を支える農業水 利施設の安定的な 用排水機能等の確 保を図るため、基 幹的農業水利施設 の適時適切な補修 や更新整備の取組 等を推進する必要。 ○ 良好的な営農条件 を備えた農地の確 保を図るため、水 田の有効活用によ る麦・大豆の生産 拡大を実現する農 地の排水対策を重 点化する等、農業 生産基盤の整備が 必要。	○ 基幹的農業水利 施設の老朽化が進 む中、施設の機能 診断等によるスト ックマネジメント の取組等を推進す ることは、農業水 利施設の安定的な 用排水機能等の確 保に有効。 ○ 水田における麦 ・大豆等の生産拡 大を実現する農地 の排水対策を推進 することは、作物 の作付面積を拡大 し、食料自給率向 上を図る上で有効。	○ 直轄事業及び補 助事業について、 費用対効果分析の 厳格化等を一層推進。	○ 費用対効果分析 の厳格化、更なる 事業の重点化を図 るとともに、スト ックマネジメント 等の取組を推進し て施設のライフサ イクルコストを低 減する補修・更新 等の保全管理を推進。	・ 公共事業におい て費用対効果分 析の厳格化とは、 具体的には何を行 うのか。分析手 法をより高度化 することなのか、 意思決定に厳格 に適用することな のか。(高崎委員)	○ 必要性、有効性、 効率性を鑑みて、予算 要求することは妥当。 ○ 麦・大豆等食料自 給率の向上に資する 作物の生産拡大等に つながる農業生産基 盤の保全管理・整備 を実施すること。

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性	有効性	効率性	反映の方向性	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的な判断・意見
		・施策の目的、 必要性等	・施策の取組による 効果等	・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	・23年度に反映しよう とする取組内容等		
(8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進 (生産局) ・エコファーマー累積新規認定件数 221, 102件(21) → 340, 000件(26) ・環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数 7, 158戸(21) → 16, 200戸(27) ・化学肥料の使用量の低減 132純成分万トン(19) →130純成分万トン(24) ・有機JAS認定農産物の生産量 53, 446トン(19) → 50%増加(26)	(1) 環境保全効果の高い営農活動の促進	○ 環境保全効果の高い営農活動のため、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に取り組む農業者(エコファーマー)、家畜排せつ物の飼料作付地への適正な還元等により環境負荷軽減に取り組む酪農経営を育成することは必要。	○ エコファーマーの認定を促進することにより、化学肥料の使用低減が見込まれる。 ○ また、酪農経営が環境負荷軽減に配慮した取組を行うことにより、環境の保全等に有効。	○ 23年度以降は、地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、戸別所得補償制度の加算制度の検討と併せて環境支払いの在り方、畜産の所得補償制度の在り方を検討。	○ 合理的な施肥体系の転換やエコファーマーのネットワーク化、環境保全効果の高い営農活動、家畜排せつ物の適正還元等、資源循環・環境負荷軽減効果の高い営農活動を促進。	・ 持続可能な農業生産に関しては、国民各層から求められるものが大きい割には、指標・施策が矮小化しているのでは。(大熊委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ なお、23年度以降は、地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、戸別所得補償制度の加算制度の検討と併せて、環境支払いのあり方について検討すること。
	(2) 有機農業の取組の拡大	○ 有機農業の取組を拡大するため、有機農業技術の確立・普及、産地規模の拡大や産地間の連携による安定供給の確保、有機農業に対する消費者理解の促進、有機JAS制度の活用を推進する必要。	○ 農業者が有機農業に容易に取り組め、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産・流通・販売・消費面で求められる各種の取組に対応することが、有機農業の推進を図るために有効。	○ 23年度以降は、地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、戸別所得補償制度の加算制度の検討と併せて、環境支払いのあり方について検討。	○ 全国段階での参入促進・普及啓発、有機農業推進に向けた産地の販売企画力や生産技術力の強化を行い、化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農法等、環境保全効果の高い営農活動を推進。		

中目標3 農村の振興(産業、農村機能)

政策分野名 (主担当局)	施策名 (主な指標 (年度))	必要性 ・施策の目的、必要性等	有効性 ・施策の取組による効果等	効率性 ・行政事業レビュー等の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較等	反映の方向性 ・23年度に反映しようとする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的な判断・意見
⑨ 農業・農村における6次産業化の推進 (総合食料局)	(1) 農業者による加工・販売分野への進出等の取組の推進 ・農林水産物・食品の輸出額 4,454億円(21) → 1兆円水準(29) ・バイオマスの利用拡大 (バイオマス活用推進基本計画を踏まえ設定) ・農村における再生可能エネルギー利活用施設の事業化規模 0万kwh(20年)→ 4,000万kwh/年(25年) 〔なお、農業者の経営の多角化による雇用数、事業収入は平成23年度から調査予定〕	○ 人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、その活力の再生・活性化を図るため、農業者の加工、販売分野への進出により、新たな付加価値を創出し、農村地域における雇用と所得の確保を図る必要。	○ 農業者の加工・販売分野への進出、農業と食品産業等との連携等の取組を推進することは農村地域における雇用と所得の確保を図り、農村の活力の再生・活性化を図るために有効。	○ 生産者が自ら加工・販売に進出す際のサポートやそのための人材育成の事業について、内容が重複・類似する事業を整理統合。	○ 「農業・農村の6次産業化」を推進するため、農業者自らが加工・販売に進出する際の取組などを支援(新商品の開発、販路開拓、加工・販売施設の整備への支援、専門的なアドバイス)。	<ul style="list-style-type: none"> 所得が増加するという直接的な指標がないことを、どのように考えるか。水産の分野の6次産業化では、漁労外収入の目標があるが。(山本委員) 地域ブランドに関して、ブランドをつくるだけでなく、継続してどれだけ取り組めたかも勘案していく必要。そのためには、ブランドが消費者に認知されることが重要。(田中委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 農村地域の雇用と所得の確保を図るために、農業・農村の6次産業化を推進していくこと。

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
⑩ 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 (農村振興局) ・潜在需要の8割以上: グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数 848万人(21) →1,050万人(32) ・都市的地域における市民農園の区画数 13万2千区画(20) → 16万区画(32)	(1)都市と農村の交流等	○ 農山漁村の活力が低下している状況にある中、都市と農村の交流を図るため、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出するための取組等を推進する必要。	○ 農家側の受入体制の充実等により、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応を強化することは、都市と農村の交流を図る上で有効。	○ 都市と農村の交流等を目的とした既存の事業メニューの整理統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みに変更することにより効率化。	○ 多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流、観光関係者と農村地域が連携して行う取組、都市部の人材等を活用する取組、農山漁村を教育の場として活用するための施策等を推進。	・ 都市農業の振興について、市民農園の区画数という指標だけでは不十分。食意識の向上と農業への理解促進を図るには、区画数ではなく複合的な施策が必要。(大熊委員) ・ 効率性の欄に「現場ニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる」とあるが、現場の利便性を高めることなのか、無駄なメニューをなくすことなのか。それによりどの程度の効率化が図られるのか、評価の際に説明して欲しい。(高崎委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出するための取組等や、都市農業に対する住民への理解の促進を図る取組をさらに推進していく必要。
	(2)都市及びその周辺の地域における農業の振興	○ 都市及びその周辺の地域における農業の振興を図るため、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供することにより、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する必要。	○ 市民農園等「農」の営みを体験する場をより多くの都市住民に提供すること等により、都市農業が持つ様々な機能・効果についての都市住民への理解の促進を図る取組は、都市農業の振興を図る上で有効。	○ 人口の約8割が都市的地域に居住していること等から、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等により、都市農業の理解の促進を図る取組は、都市農業の振興を図る上で効率的。 ○ 現場のニーズに対応した取組メニューを組み合わせる仕組みに変更することにより効率化。	○ 市民農園等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市民農園等における農業体験や交流活動の促進等、都市農業振興のための取組を推進。	・ 目標の市民農園は、農地を市民に貸す農園か、それとも貸し付けずに農作物を作る又は収穫する体験で市民を楽しませる農園か、どちらをターゲットとして増やそうとしているのか。(阿部委員)	

政策分野名 (主担当局) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(11) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 (農村振興局) ・平地農業地域の人口の社会減(H32年度までに減少率の5%) ・中山間地域等の農用地面積の減少を防止 7.7万haの減少を防止(26) ・農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う参加者数 2.0万地域(21) → 3.0万地域(24) ・農業集落排水事業による生活排水処理人口 356万人(20) → 400万人(27) ・湛水被害等 10万ha減少(27) ・津波高潮被害 1万ha減少(24)	(1) 農村コミュニティの維持・再生	○ 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつあるため、都市と農村の交流など、定住や地域の活性化に向けた取組等を推進する必要。	○ 都市と農村の交流など、定住や地域の活性化に向けた取組等により農村部における人口の社会減を抑制することは、農村コミュニティの維持・再生に有効。	○ 農村コミュニティの維持・再生を目的とした既存の事業メニューの整理統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みに変更することにより効率化。	○ 集落機能を維持するため、地域資源の活用や保全環境の取組等を推進。	・ 中山間地域等の農用地面積 7.7 万 ha 減少を防止する目標で、経営耕地面積減少率 11.4 % を掛けていいるが、これは 5 年間の平均なので、今後の状況により目標値が変動することになるのか。(山本委員) ・ 集落排水事業による生活排水処理に関して、農村では人口数、漁村では人口割合になっている。統一すべき。(山本委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 特に、戸別所得補償制度の本格実施に併せ、条件不利地域における適切な補完となるよう中山間地域等直接支払制度を見直すとともに、個々の農家では対応できない地域共同による農地・農業用水等の保全活動の取組の推進を図ること。
	(2) 中山間地域等直接支払制度	○ 中山間地域等直接支払制度により、中山間地域等における水源かん養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を確保するため、自律的かつ継続的な農業生産活動等を推進する必要。	○ 本制度の第 2 期対策の効果等を検証した結果、約 7.6 万 ha の農用地の減少が防止されたと推計。	○ 事務費について見直しを行い削減。 ○ 22 年度からは単年度ごとの所要額交付方式に改め、基金残高を国庫へ返還。	○ 23 年度は、戸別所得補償制度の本格実施にあわせ、離島等の条件不利地域における的確な補完を行うため、傾斜地等と同等の条件不利性を持つ農用地への支援を拡充。		
	(3) 農地・水・環境保全向上対策	○ 農村における過疎化・高齢化・混住化の進行により、農地、農業用水の保全管理が困難となる中、農業者以外も含めた多様な主体の参画により将来にわたり良好な状態でこれらの地域資源が保全管理される必要。	○ 集落機能の低下により、保全管理が困難となっている中、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的・総合的に支援することは、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に有効。	○ 予算執行に係る監視を強化するため、国自らも現地調査等を実施。 ○ パンフレット等の印刷費についても、更なる削減をすべく見直し。	○ 地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための補修・更新への支援を実施。		

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農作物の被害金額 調査中(21) → 1割減(24) 	<p>(4) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農村の生活排水対策は都市部に比べ依然れていること、近年、自然災害が頻発していることから、農業集落排水施設の整備、農用地・農業用施設の災害の未然防止の取組等は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農村の生活排水処理対策や食料生産を支える農用地・農業用施設等の災害を未然防止する取組は、安全安心な農村の暮らしの実現に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度から、地域の自主性に基づき農業農村、森林、水産の公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備が可能となる農山漁村地域整備交付金を実施。 ○ 防災事業のうち直轄事業及び補助事業について、費用対効果分析の厳格化、更なる事業の重点化を図り、災害を未然防止する取組を推進。 	
	<p>(5) 鳥獣被害対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣被害の軽減を図るため、市町村間等での広域的で横断的な連携の推進、対策の指導者や捕獲の担い手の育成確保、捕獲鳥獣の利活用の取組等を推進する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の農家では十分な効果は望めない状況にあり、 ・ 行政、猟友会、農家等の地域の関係者が一体となった体制の整備 ・ 市町村の被害防止計画の作成を推進し、計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組の推進が鳥獣被害の軽減に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県向けの交付金と併せて、交付金では対応が困難な県域を越えた取組に対する支援等を検討。 ○ なお、交付金以外の要求は、「類似事業との整理統合」との指摘を踏まえ、類似の事業を大括り化を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、都道府県向けの交付金により地域ぐるみの体制整備を推進。 ○ 県域を越える広域的な連携の推進、対策の指導者等の育成確保、捕獲鳥獣の利活用の取組を進め、鳥獣被害の軽減を図る。

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(12) 森林の有する多面的機能の発揮 (林野庁)	(1) 多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進	○ 多面的機能に応じた森林整備を計画的に推進する必要があるため、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林整備の計画的な取組等の推進が必要。	○ 國土の保全や水源のかん養等といった森林の多面的機能の発揮、CO2森林吸収目標3.8%の達成、10年後の木材自給率50%以上の目標達成に向け、造林、下刈、間伐等の森林施業と路網の整備をすることは有効。	○ 森林施業支援をゼロベースで見直し、集約化施業と搬出間伐により森林整備を行う者に限定した支援を実施。 ○ 低コスト化を進めているトップランナー事業体実績をもとに国の一的な単価の考え方を設定。 ○ 費用対効果分析の厳格化。 ○ コストダウン効果を単価に反映させる仕組みを構築。	○ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、集約化をベースとした適切な森林施業を確保するための仕組みを構築。 ○ 低コスト化に向けた路網整備等を加速化。	・ 杉などの単層林では災害が多いようなので広葉樹林化を図るべきではないか。 (阿部委員) ・ 杉があるから災害が起こるのではなく、杉は水分が多い山に植林され、その山が崩れ易い。しかし、間伐を適切に行わないと木が成長できず、表層が崩れることになる。 (速水委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 特に、10年後に木材自給率50%、森林吸収目標3.8%の達成に向けて、各施策とも連携を図り、推進すること。
	(2) 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	○ 国際的な協調の下で森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を進めるため、CDMプロジェクトの拡大、違法伐採防止のための法令遵守等、世界において持続可能な森林経営の推進に関する取組等は必要。	○ 世界の森林減少が進行する中、我が国の有する知識・経験をもって、開発途上地域における森林の整備・保全等に協力することは、国際的な枠組みの中で、我が国の責務を果たす上で有効。	○ 事業目的の達成が見込まれる事業は前倒しで廃止。 ○ 繼続事業については、 ・ 実施対象国を重点化、 ・ 事業成果の定着を図るためのフォローアップ研修等を実施。	○ 特に、国内林業の健全な発展を念頭に置きながら、政府、国民、民間企業、NGO等幅広い参加を得て、国内外の森林の利用や保全をバランスよく進めていく枠組づくりや協力体制を整備。	・ 森づくり活動への参加者は、NPOだけではなく、企業など幅広く、様々な形での参加を評価できるようにしたらい。(堀口委員、速水委員)	

<p>・保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合 69% (21見込値) → 100% (各年)</p> <p>・森林（もり）づくり活動への年間延べ参加者数 120万人(21) →170万人(24)</p> <p>・全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、①新規定住者数、②交流人口、③地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合（前年度比） 104% (21) → 100%以上(各年)</p>	<p>(3) 山地災害等の防止</p> <p>(4) 森林病害虫等の被害の防止</p> <p>(5) 国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山地災害等の防止を図るため、森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や海岸林・防風林等を保全する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、集中豪雨等による大規模な山腹崩壊、土石流などによる激甚な山地災害が発生している中、集落周辺の森林の山地災害防止機能等を高めることは、地域の安全・安心の確保を図る上で有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な山地災害等に対する復旧対策及び水源地域における森林再生対策へ重点化。 ○ 事業の実施に当たって、コスト縮減対策をさらに推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄事業や水源地域において機能が低下した保安林整備等に重点化。 ○ 的確な工種・工法の選択等による縮減対策を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林病害虫等の被害に関して、100%という目標としているが、完全に目標達成しようとするほどコストが高まるところをよく考えておくべき。 (高崎委員)
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国最大の森林病害虫等である松くい虫は、まん延性が強く、新たに高緯度・高標高地域にも拡大していることから、その被害を防止する取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松くい虫による被害をひとたび放置すれば自治体の境を越えて広範囲に被害が拡大し、松林の防風林や防砂林としての機能が喪失されるため、松くい虫防除は国土保全機能の維持に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣命令による駆除措置を行う2事業の整理統合。 ○ 都道府県と連携して、被害状況の把握を的確に行い、必要な箇所に必要な予算を配分。 ○ 松くい虫被害根絶のため国土全域で防除する方法より、保全すべき松林を限定し徹底的な防除を行う方が効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐倒・焼却等による駆除措置、薬剤による予防措置、抵抗性マツやマツ以外の樹種への転換等、各対策を組合せた総合的な防除を実施。 ○ 特に、被害の先端地域である東北地方において、新たな地域への被害を防止。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進を図るため、企業、ボランティア団体等による森林（もり）づくり活動や里山林の再生活動が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、ボランティア団体等の活動を支援し、国民に森林づくり活動への理解と参画を得ることは、森林整備を進めるに当たり有効。 ○ また、里山資源の利用を図る里山指針を実証・確立することは、里山林の再生に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、森林ボランティア団体等が森林づくり活動を行うための適切な環境整備を行うことが効率的。 ○ また、里山資源の活用方法が確立されていない現状では、その活用方法等を確立し提案することが効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の企業、ボランティア団体等の活動への支援から、活動フィールドの紹介や企業と森林所有者との連絡調整を行う中間支援組織への支援など、森林づくり活動をサポートすることへの支援に重点化。 ○ 里山林の再生と利活用を図るための指針の実証・確立を推進。 	

		<p>(6) 山村地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山村地域の活性化を図るため、山村における就業機会の増大、都市と山村との共生・対流の取組等を推進する必要。 ○ 豊富な森林資源をはじめとする山村資源を新たに活用する取組を促し、国民や企業等のニーズに応える産業の創出、都市と山村の交流、就業機会の増大等を図ることは、山村の活性化に有効。 ○ 山村の活動主体への助成を、間接交付から直接交付に転換。 ○ 普及啓発のための経費を縮減。 ○ 山村資源から新たな付加価値を創出するため、民間の創意工夫を活かしたビジネスの立ち上げを支援。 ○ 森林由来のカーボン・クレジットの活用、森林の持つ教育・健康機能の利用等、森林資源を新たに活用する都市の企業等と山村との協働関係を構築。 	
--	--	--	--

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))		施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
⑬	林業の持続的かつ健全な発展 (林野庁) ・素材生産量 48%(17)→60%(27) ・林業経営体・事業体数 2,200(17) → 2,600(27)	望ましい林業構造の確立	○ 望ましい林業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成する必要。	○ 原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を可能にすることから、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、それらが林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することは、施策として有効。	○ 森林施業プランナーの育成に当たっては、特定の団体への事業委託方式から公募方式にし、国が直接交付する方法に見直し。	○ 森林・林業再生プランを踏まえ、意欲と実行力のある者が、最小流域単位(数百ha規模)に面的なまとまりを持って集約化や路網整備等を行う森林経営計画(仮称)を導入。 ○ 同計画の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出すための必要な経費を支払う新たな支援措置を創設。	—	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 特に、フォレスター(長期的視点に立ち、森づくりの計画や指導を行う技術者)や森林施業プランナーなど施業の集約化を担う人材の育成、簡易で丈夫な路網の整備などに対する支援を推進すること。

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見	
⑯ 林産物の供給及び 利用の確保 (林野庁) ・国産材の供給・利用量 17,333千m ³ (16) →23,000千m ³ (27)	木材産業等の健 全な発展及び林産 物の利用の促進	○ 木材産業等の健 全な発展及び林産 物の利用の促進を 図るため、消費者 ニーズに応える製 品を安定的に供給 するよう、木材産 業の構造改革や木 材需要を拡大する 必要。	○ 木材産業等の健 全な発展及び林産 物の利用の促進を 図るため、消費者 ニーズに応える製 品を安定的に供給 するよう、木材産 業の構造改革や木 材需要を拡大する 必要。	○ 森林・林業再生 プランの「10年後 の木材自給率50% 以上」という目標 を達成し、地球温 暖化防止に貢献す るため、木材産業 等の健全な発展及 び林産物の利用促 進の取組が有効。	○ 広報経費の見直 しや国による直接 交付方式への移行、 補助から融資への 転換などにより、 直接的に地域材利 用の実需拡大につ ながるものに支援 を特化。	○ 特に、地域材の 安定供給の推進や 地域材の実需拡大 につながる施策に 重点化。	・ 林業経営体の数 が減少している 中、国産材の供 給・利用量、公 共建築物の木造 率を増やしていく のは非常に難 しいのではないか。 どのような 経緯で目標を立 てたのか。(堀口 委員) ・ 違法伐採対策と して合法性証明 に取り組む目標 に関しては、事 業体数ではなく、 国産材の割合若 しくは材積で出 すなどしないと、 一般の人が理 解しにくいのでは ないか。ただし、 数値を把握しづ らいことは理 解している。(速水 委員)	○ 必要性、有効性、 効率性を鑑みて、予算 要求することは妥当。 ○ 特に、10年後に木 材自給率50%以上 を達成するため、公 共建築物の木造化等 を推進すること。

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(15) 水産資源の回復 (水産庁) ・中位又は高位水準の魚種の比率 56%(21実績値) →対前年増又は同数 ・海面養殖業の生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合 63.5%(18)→80%(23) ・国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数 81魚種(21実績値) → 対前年度増 又は同数 51協定(21実績値) → 対前年度増 又は同数	(1) 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理	○ 低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復、栽培漁業・養殖業の取組、資源管理指針・計画の作成等の支援により、資源管理を推進することは必要。	○ 国又は都道府県が資源管理指針を策定し、これに基づき漁業者が資源管理計画を作成・実施することは、周辺水域の資源管理に有効。 ○ 国内及び国外の資源管理、栽培漁業・養殖業の取組を推進することは、水産物の安定供給に有効。	○ 漁獲規制や休漁などの方法に加え種苗放流の実施は、短期間で確実に資源回復を図ることが可能となるため効率的。	○ 大臣管理漁業・沿岸漁業者の資源管理計画への参加者数割合が100%となるよう、資源管理指針等を策定・見直し。 ○ 漁業者による資源管理の取組に対する履行確認等を行うに当たり、重要な役割を担う協議会に対し必要な経費を支援。	・ 縦割りではなく、農、林、水で連携した取組を充実していくべき。 「海づくり大会」、「植樹祭」も一緒にやることも考えていくべき。 (畠山委員) ・ 放流を進めても、それをやさしくしっかりと受け入れる生育環境を整備しなければ資源は回復しない。 (畠山委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 水産資源の回復に取り組むことは、国民への水産物の安定供給を実現するため必要。
	(2) 外国EEZへの入漁による水産物の安定供給	○ 外国EEZへの入漁による水産物の安定供給を図るため、国際機関を通じた資源管理を推進する必要。	○ これまでの取組により、毎年度、目標値は達成されてきたところであり、水産物の安定供給に外国EEZへの入漁は有効。	○ 公募単位を個別事業ごとに細分化し、競争原理を向上。	○ 資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増加のため、外国EEZへの入国交渉等を実施。		

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(16) 漁業経営の安定 (水産庁) ・新規漁業就業者数 1,500人(15) → 1,500人(各年) ・漁業所得補償制度加入漁業者による漁業生産の割合 0(22)→70%(23) ・要改善漁協数 93組合(21) → 79組合(23)	(1)国際競争力のある経営体の育成・確保	○ 漁業所得補償制度の導入等により、漁業経営の安定のための取組を推進するとともに、漁業就業者づくりの取組を推進し、国際競争力のある経営体の育成・確保を図る必要。	○ 漁業就業相談会や長期研修は、21年度に132名の就業につながったことから、新規就業者の確保に有効。 ○ 資源管理に取り組む漁業者を対象とする漁業所得補償制度の導入、融資・保証等の漁業金融対策は、漁業経営の安定に有効。	○ 公募期間の拡大など、応募者数の増加を図るよう見直し。 ○ 資源管理に取り組む漁業者を所得補償の対象として、資源回復及び経営の安定にも寄与し効率的。 ○ 金融対策は使途が比較的の自由であり、かつ財政負担の少ない助成措置であり効率的。	○ 長期研修生の定着率向上のため、船酔い等の漁業への適性把握、予備知識の習得等を目的とした現場講習会を充実。 ○ 23年度から資源管理に取り組む漁業者を対象として漁業所得補償制度を導入。 ○ 漁業者が必要とする設備資金、経営資金の確保のための利子補給や設備投資を促進する保証支援等を実施。	・ 新規漁業就業者数の毎年1,500人という目標では心配。(島山委員) ・ 評価に当たっては、辞める人数も勘案していくべき。(山本委員) ・ 漁協の経営基盤強化に関して、要改善漁協数を減らすという目標があるが、目標達成のために合併・解散・清算を推進するのではなく、漁協が漁業者のためにどのように役に立つよう経営基盤を強化したかという視点が重要。(山本委員) ・ 漁業の発展には魚食普及も大事なので、食育の推進の項目も入れて欲しい。(大熊委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 特に、漁業の担い手を確保するために漁業経営の安定に取り組むことは必要であるため、漁業所得補償制度を導入すること。
	(2)漁業協同組合系統の経営基盤の強化	○ 漁協系統組織は、漁業者の生産活動支援、水産資源や漁場の管理、漁業の担い手育成等の役割を担っており、これを果たしていくよう、漁協合併や経営・事業改革による組織の基盤強化は必要。	○ 多額の繰越損失金を抱えた経営不振漁協について、経営改善を通じた合併あるいは解散等の抜本的対策を進めることは、漁協系統組織の基盤強化に有効。	○ 融資を通じて特定の漁協について経営改善の取組を支援することは、財政負担の少ない支援措置。 ○ 個々の漁協それぞれではなく漁協系統が実施する経営改善の取組を支援することは効率的。	○ 要改善漁協の繰越損失金解消と漁協系統組織の機能強化の取組支援等を引き続き実施。		

政策分野名 (主担当局庁) (主な指標 (年度))	施策名	必要性 ・施策の目的、 必要性等	有効性 ・施策の取組による 効果等	効率性 ・行政事業レビュー等 の指摘を踏まえ対応 ・コストと効果の比較 等	反映の方向性 ・23年度に反映しよう とする取組内容等	第三者委員会 委員意見	総合的評価 ・左記に照らした総合的 な判断・意見
(17) 漁村の健全な発展 (水産庁)	(1)漁港・漁場・ 漁村の総合的整 備と水産業・漁 村の多面的機能 の発揮	○ 力強い産地づくりと安全で活力ある漁村づくりに向けて、漁場整備、水産物の衛生管理の高度化に資する施設整備、漁村の防災力の強化と生活環境の向上に資する整備を実施する必要。	○ 漁場整備、コスト削減の取組、鮮度の保持、衛生管理の高度化、防災力の強化、生活環境の向上等安全で活力ある漁村づくりを推進。 ○ また、漁業者を中心とする環境・生態系保全活動を推進することは、水産業・漁村が水産物供給・多面的機能を適切に発揮するために有効。	○ 水産資源の回復や衛生管理など、安全・安心な水産物の安定供給に直結する分野へ更に支援を重点化。 ○ 直轄事業及び補助事業について、費用対効果分析の厳格化等を一層推進。	○ 既存の漁場機能の維持・回復、新規漁場整備の推進、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出。 ○ 特定第3種漁港等水産物流通拠点となる漁港における品質・衛生管理の強化。 ○ 未だ都市部と比べて立ち後れている汚水処理施設等の整備を推進。 ○ 引き続き、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備を推進。	・ 集落排水事業による生活排水処理に関して、農村では人口数、漁村では人口割合になっている。統一すべき。(山本委員)	○ 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 ○ 水産業・漁村が健全に発展していくためには、漁港、漁場、漁村整備とともに水産業の6次産業化を推進する必要。
	(2)消費者ニーズに 対応した水産物の 安定供給を 図るための加工 ・流通・消費施 策の展開	○ 消費者ニーズに 対応した水産物の 安定供給を図るため、消費と生産の 橋渡しを担う水産 物流通の構造改革 を進めるとともに、 水産業の6次産業 化を推進する必要。	○ 漁協等が供給可能な魚種・数量等に基づく販売戦略を策定し、販売していくことは、産地と消費地の価格差の縮減に対し有効。 ○ 漁業者が水産物の加工や販売に取り組むとともに、異業種のノウハウ等を活用した新ビジネスを事業化することは、6次産業化の推進に有効。	○ 価格低落時に行う調整保管は、漁況、産地価格などを踏まえ魚種選定等を行い、漁業者の手取りの確保が図られるよう、効果的・効率的に執行。 ○ 産地販売力の強化については、漁業者等の継続性・自律性を重視しつつ、漁協等産地の経営企画力の強化を図る。	○ 各都道府県漁連等のに係る経営力強化や販売戦略の策定・実行、新商品の開発、新規販路の開拓など漁業・漁村の6次産業化の取組を支援。		

